

2026 年 9 月 17 日 全 5 頁

国債保有優遇・NISA 利便性向上を要望

金融庁・令和 9 年度税制改正要望

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 本レポートでは、金融庁の 2027 年度税制改正要望のうち、「国債に関する税制」と「NISA の利便性向上」について解説する。
- 安定的な国債保有者層の構築や個人投資家の資産形成ニーズの観点から、国債に関する税制の検討が要望された。ただ、具体的な内容や減収見込額等は明らかにされていない。野党の提案などを踏まえると、具体策としては国債に係る利子の非課税化や相続税での優遇などが考えられるが、いずれも懸念点が存在しており、慎重な検討が求められるだろう。
- NISA の利便性向上として、投資商品の入替えに関する措置とつみたて投資枠の要件の整備が掲げられた。投資商品の入替えに関する措置は、前年末の NISA 口座における簿価残高が 1,440 万円超となっている場合に、売却によって空いた非課税保有限度額を当年中に復活させる措置である。つみたて投資枠の要件としては、いわゆるアクティブ ETF に関する要件の整備が目指される。

はじめに

2026年8月末に各省庁の2027年度税制改正要望が出揃った。金融庁は、①「資産運用立国」の推進、②子育て世帯への支援、③金融イノベーションの推進を軸に税制改正を要望している。本レポートでは、金融庁の税制改正要望のうち「国債保有優遇」と「NISAの利便性向上」の内容について解説する。

国債保有優遇

事項要望で詳細は不明

金融庁は財務省と共同で「国債に関する税制の検討」を要望した。要望の内容は「国債保有者層の多様化を通じた安定的な国債保有者層の構築と、個人投資家の資産形成ニーズへの対応の観点から、必要に応じ、所要の措置を検討する¹」とされているが、本要望は事項要望であり、具体的な内容や減収見込額等は明らかにされていない。

日本銀行による国債買入れの減額を受けて、家計による国債保有の促進はかねて議論されてきた²。税制を通じて国債保有にインセンティブを付与する手法としては、個人向け国債に係る利子の非課税化、相続税の優遇などが考えられる。ただし、いずれも実施にあたっては懸念点があり、年末の与党税制改正大綱策定にかけて慎重な議論が求められるだろう。

利子の非課税化に対する代表的な懸念は、「貯蓄から投資へ」の流れに水を差しかねない点だ。安全資産である国債に税制上のインセンティブを付与すれば、家計による株式等のリスク性資産の保有が抑制される恐れがある。インフレが進行する中、家計金融資産の実質的な価値を維持する上でリスク性資産の保有は重要であり、「貯蓄から投資へ」の流れを阻害しない制度設計が求められるだろう。

相続税の優遇については、富裕層優遇や金融商品選択の中立性の毀損といった懸念がある。そもそも相続税は、基礎控除等の控除額を上回る相続財産を保有する場合にのみ課される。国債に係る相続税に優遇措置を設けても、恩恵が及ぶのは相続税の課税対象となる層に限られる上、税率が累進的であるため相続財産の価額が大きいほど軽減効果が大きくなり、結果として富裕層を優遇する制度となりかねない。また、国債にのみ相続税優遇が付されると、高齢者を中心に他の金融商品から国債への資金の移動を誘発し、金融商品選択の中立性を損ねる恐れがある。金融庁は、不動産等との間の資産選択の歪みの是正を目的として、上場株式等の相続税に係る見直しを長年にわたり要望している³。株式や投資信託等が相続財産として過度に不利とならない制度設計が望ましいだろう。

¹ 財務省「[令和9年度税制改正要望（金融庁） 国債に関する税制の検討](#)」

² 国債保有に関する議論は、中村文香「[国債保有のスムーズな移行に向けた課題](#)」（大和総研レポート、2025年2月28日）を参照。

³ 財務省「[令和9年度税制改正要望（金融庁） 上場株式等の相続税に係る見直し](#)」

国債の NISA 対象化の動向

現状、「貯蓄から投資へ」を促すといった趣旨を踏まえて、NISA では国債や社債などの債券は対象に含まれていない⁴。国債保有を税制面で後押しする選択肢の一つとして、国債を NISA の対象商品に加える議論も行われている。

国民民主党は 2026 年の特別国会（第 221 回国会）において、参議院にいわゆる「国債 NISA 法案⁵」を提出した。その概要は、国債を NISA の対象商品として利子所得および譲渡所得等を非課税とするとともに、NISA 口座内の国債に係る相続税を非課税とするものである。趣旨として、NISA 内で、より安全な資産である国債を含むポートフォリオを構築できるようにすること、家計による国債保有の促進によって国債の円滑な発行に資すること、の 2 点を挙げている。なお、本法案は審議未了となっている。

国債の NISA 対象化については、片山さつき財務大臣も発言している。2026 年 6 月 8 日の参議院決算委員会における答弁⁶では、「NISA は、国民の投資への関心を高め、貯蓄から投資への流れを促進することを目的とする制度」である趣旨を踏まえて、国債は「元本保証のある預金に類する貯蓄性の商品である」ことから「NISA の対象とはしない」と慎重な姿勢を示した。ただ、7 月 14 日の閣議後の記者会見⁷では、金利ある世界となったこと、ポートフォリオの多様化が国民にとってプラスとなることを踏まえ、自由民主党税制調査会との整理が必要だとした上で、「しっかりと考えていきたい」と述べた。8 月 25 日の閣議後の記者会見⁸では、高所得者優遇になるなどの論点を踏まえて丁寧に議論したい旨を述べている。

NISA の利便性向上

投資商品の入替え（スイッチング）

金融庁は、NISA の利便性向上の措置として「非課税保有限度額（1,800 万円）の当年中の復活」を昨年に続いて要望した。

2024 年以降の新 NISA では、非課税保有限度額が 1,800 万円、年間投資枠が 360 万円（成長投資枠 240 万円、つみたて投資枠 120 万円）である。現行制度では、前年末の NISA 口座の簿価残高が 1,440 万円超の場合、当年の買付可能額は「1,800 万円－前年末の簿価残高」であり、当年中に保有商品の売却によって非課税保有限度額に空きが生じても、その枠の復活は翌年となる。

そこで、投資商品の入替え（スイッチング）のため、売却によって空いた非課税保有限度額を、当年中に復活させる措置が要望されている。なお、年間投資枠の復活は掲げられておらず、

⁴ 国債や社債そのものや公社債投資信託は認められていないが、株式に加えて債券を含む投資信託は対象商品とされている。

⁵ 「少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案」

⁶ 2026 年 6 月 8 日、参議院決算委員会における国民民主党・原田秀一議員に対する答弁。

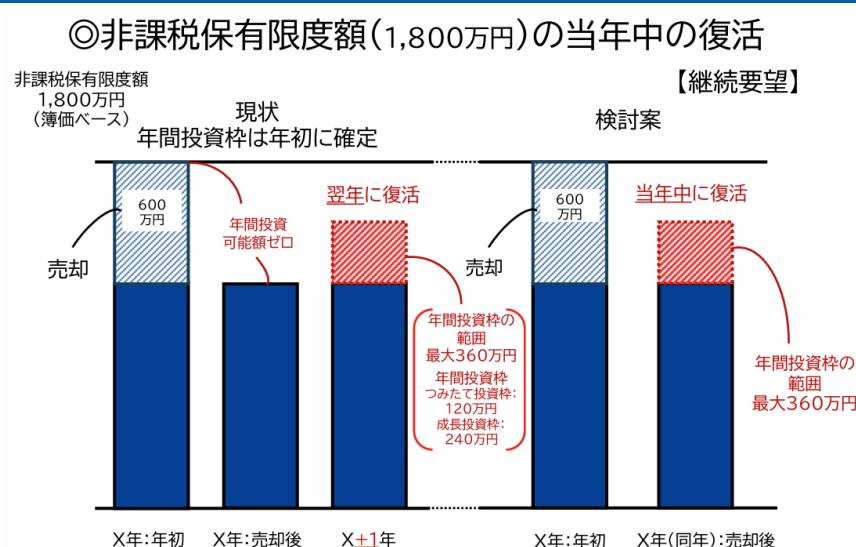
⁷ [片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要\(令和 8 年 7 月 14 日\(火曜日\)\)](#)：財務省

⁸ [片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要\(令和 8 年 8 月 25 日\(火曜日\)\)](#)：財務省

売却によって非課税保有限度額が空いたとしても、年間投資限度額 360 万円を超えて買付けを行うことはできない（図表 1）。

例として、前年末の簿価残高が 1,600 万円の場合を考える。年初時点の買付可能額は、非課税保有限度額 1,800 万円から前年末の簿価残高 1,600 万円を差し引いた 200 万円となる。現行制度の下では、仮に当年中に簿価 100 万円分を売却したとしても、その年の買付可能額は年初時点の空き枠である 200 万円のままで、300 万円分を買付けできるようになるわけではない。この要望が実現すれば、売却して空けた分である 100 万円を含めて、当年中の買付可能額が 300 万円となる。ただし、年間投資枠 360 万円を超えることはできないため、当年中に 200 万円分を売却したとしても、年間 400 万円が買付可能額となるわけではない。

図表 1：「非課税保有限度額（1,800 万円）の当年中の復活」のイメージ



(出所) 金融庁「[令和 9 \(2027\) 年度税制改正要望について](#)」(2026 年 8 月 31 日) p. 2

本措置の影響があるのは、年初の買付可能額が 360 万円未満である者、つまり前年末の簿価残高が 1,440 万円超となっている者である。前年末の簿価残高が 1,440 万円超の者が発生するのは、新 NISA 開始から 6 年目となる 2029 年以降である。ただし、金融機関等のシステム対応などを踏まえ、金融庁は 2027 年度の税制改正を行う必要があるとしている。

対象商品

現行制度では、つみたて投資枠の対象となる ETF はインデックス ETF が前提とされ、アクティブ ETF は認められていない。アクティブ ETF とは、何らかの指数に連動するインデックス ETF と対になる商品であり、連動対象となる指標が存在しない ETF を指す⁹。

金融庁は、ETF 市場の環境整備等が進展したことを踏まえて、インデックス ETF 以外の ETF に係る要件の整備を要望した。インデックス ETF の要件や、指定指数連動以外の公募投資信託の

⁹ 東京証券取引所は 2023 年 6 月に有価証券上場規程等を改正し、アクティブ ETF（内国アクティブ運用型 ETF）の上場を認めた。

要件とのバランスを踏まえて検討することになるだろう（図表 2）。

現状、つみたて投資枠の対象となる ETF の要件として、指定された指数への連動や信託報酬率 0.25%以下（税抜き）、売買手数料率 1.25%以下（税抜き）¹⁰、アセットクラスが株式のみ、などが求められている。

一般的に、アクティブ ETF は銘柄選別のコストなどが生じるため、指数連動商品に比べて信託報酬率が高くなる。2026 年 9 月 11 日現在、東京証券取引所には 36 銘柄のアクティブ ETF が上場しているが、そのうち 19 銘柄で信託報酬率が 0.25%を上回る。なお、信託報酬率 0.25%以下の 17 銘柄はいずれも債券を投資対象とした ETF であるため、株式を対象とするアクティブ ETF はいずれも 0.25%を上回っていることになる。

つみたて投資枠の対象となる公募株式投資信託では、信託報酬率の上限は、インデックスファンドで 0.5%以下（海外型は 0.75%以下）、アクティブファンドで 1%以下（海外型は 1.5%以下）とされており、アクティブファンドにはインデックスファンドより緩やかな上限が設定されている。

また、つみたて投資枠の要件として、ETF は投資対象資産として株式のみが認められているが、ETF 以外の公募投資信託においては、株式投資信託であることを前提に公社債や REIT を含むことも認められている。2026 年度税制改正によって、債券を主たる投資対象とする株式投資信託も対象となった。

以上を踏まえると、アクティブ ETF の要件の検討にあたっては、アクティブ ETF に適用する信託報酬率の上限をどの水準に設定するか、また、債券を投資対象とする ETF を対象に含めるかが焦点となるだろう。

図表 2：つみたて投資枠に受入れ可能な商品の要件

	指定指数連動	指定指数連動 以外
公募 投信	マーケット全体を広くカバーし、既に市場関係者に浸透している指数に連動するもの	現にマーケット(投資家)から継続的に選択・支持されているとして以下の要件を満たすもの ①純資産額50億円以上 ②信託開始以降5年経過 ③信託期間2/3で資金流入超 ④主に株式または公社債に投資
ETF	ETFは、流動性確保の観点から以下の要件も求めている ○国内取引所ETF 「円滑な流通のための措置が講じられている」として取引所が指定するもの ○海外取引所ETF 資産残高1兆円以上	現状、要件未整備 ⇒ ETF市場の環境整備等が進展したことを踏まえ、対象とすべきETFの要件を整備する

（出所）金融庁「[令和 9 \(2027\) 年度税制改正要望について](#)」（2026 年 8 月 31 日）p. 2

【以上】

¹⁰ 定期売却サービスで通常必要と認められる適正な手数料は、1.25%を超えて顧客負担とできる。